

外来化学療法について

当院には、外来で抗がん剤治療を行うための外来化学療法室がございます。

当院の外来化学療法室は「外来腫瘍化学療法診療料 1」を算定するために必要となる、以下の条件を満たしております。

・専任の医師、看護師又は薬剤師が院内に常駐しております。緊急の場合は以下、お電話にて 24 時間対応できるようになっております。

(連絡先) 代表：03-3443-8111

・急変が起こった場合、患者様が当院に入院できる体制が確保されております。また、他院にて処置が必要となった場合、近隣の病院との連携体制が確保されております。

・当院ではレジメン管理委員会にて実施される化学療法レジメン(副作用対策を含めた治療内容)の妥当性を評価し、承認する活動を毎月行っております。レジメン管理委員会の委員は関連診療科の代表医師、薬剤師、看護師から構成されます。